

諮問日：平成29年12月18日（平成29年度（最情）諮問第68号）

答申日：平成30年5月25日（平成30年度（最情）答申第8号）

件名：認証等用特殊用紙に関する事務及び様式に関する規定類の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所において運用されている『認証等用特殊用紙』に関する事務及び様式に関する規定類の全て」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、これを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年1月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

事務に関しては開示されているが、様式に関しては事実上の不開示の決定である。仕様を指定して用紙を購入している事実もあるため、様式に関連する文書等を開示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

認証等用特殊用紙の調達を含め、認証等用特殊用紙に係る事務を行うに際し、用紙の仕様につき規定を設けて定める必要はないから、認証等用特殊用紙の様式が規定されている文書は作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年12月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月23日 審議
- ④ 同年4月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、認証等用特殊用紙の調達を含め、認証等用特殊用紙に係る事務を行うに際し、用紙の仕様につき規定を設けて定める必要はないから、認証等用特殊用紙の様式が規定されている文書は作成し、又は取得していないと説明する。本件開示文書において認証等用特殊用紙に関する事務の取扱いが具体的に定められていることに照らすならば、事務を行う上で用紙の仕様につき規定を設けて定める必要はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

- 1 平成25年6月4日付け大法廷首席書記官指示「認証等用特殊用紙に関する事務の取扱いについて」
- 2 平成22年5月25日付け総三第000078号総務局長通達「認証等用特殊用紙に関する事務の取扱いについて」